別表 1

<u> </u>	
工事の請負契約	左記の契約のうち次に掲げるものを除く。
物品の買入契約	1 規則第3条の2の規定により契約管財 局長に入札に関する事務を委任された契 約 2 規則第3条の2の規定により環境局長 に入札に関する事務を委任された契約
物品の借入契約	3 小口支払基金からの支払い手続きによる契約 4 地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号又は地方公営企業法第21条の14 第1項第8号による随意契約(ただし、
工事以外の請負契約(印刷及び製本の請負 契約並びに不動産以外の物件の製造、加工 及び修繕の請負契約に限る。)	再度の入札に付し落札者がないときで、 予定価格超過の入札参加者のうち最低入 札金額を提示した者との随意契約に限 る。) 5 はがき、切手、収入印紙、交通運賃に関 する回数券等の有価証券を、販売代理店 等を介さずに購入する契約
業務委託契約	6 電気、ガス若しくは水の供給又は電気 通信役務の提供を受ける契約 7 再販制度により価格維持されている新 聞、雑誌その他の定期刊行物又は書籍若 しくは視聴覚資料等を購入する契約
区長が特に定める契約	8 弁護士への法律相談に係る契約